

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第39号

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号。以下「条例」という。）第29条に規定する技能職員等（以下「技能職員等」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「技能職員等」とは、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号。以下「給与規則」という。）第2条の規定の例による。

(技能職員等の給料)

第3条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員である技能職員等（以下「第1号技能職員等」という。）の給料の額は、給与規則の適用を受ける職員（以下「給与規則適用職員」という。）であって常勤である職員が適用される技能職等給料表の職務の級の1級の1号給（学歴免許等の資格及び経験年数を有する第1号技能職員等にあつては、知事が別に定める範囲内で給与規則適用職員の例により調整した号給）に定める額（技能職等給料表の職務の級の1級の121号給の給料月額に相当する額を超える場合は、当該額）（以下この条において「基礎額」という。）を基礎とし、次の各号に掲げる給料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額により定められる給料（以下「月額基本給料」という。） 基礎額に1週間当たりの正規の勤務時間数を乗じて得た額を38.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (2) 日額により定められる給料（以下「日額基本給料」という。） 基礎額を21で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (3) 時間額により定められる給料（以下「時間額基本給料」という。） 基礎額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である技能職員等（以下「第2号技能職員等」という。）の給料の額は、基礎額とする。

3 給料の額について、前2項の規定により難い特別の事情があると認められる場合は、前2項の規定にかかわらず、別に定めるものとする。

(技能職員等に支給する諸手当)

第4条 技能職員等に支給する地域手当、通勤手当（第2号技能職員等に係るものに限る。）、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当及び期末手当については、条例第1条に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に支給するこれらの手当に相当する報酬又は手当の例による。

2 第1号技能職員等に支給する通勤手当については、給与規則適用職員に支給する通勤手当の例による。

(特殊勤務手当)

第5条 技能職員等に支給する特殊勤務手当の種類は、給与規則第7条の規定の例による。

第6条 技能職員等に支給する農業研修業務手当、特殊自動車運転作業手当、高所作業手当及び災害応急作業等手当の支給を受ける者の範囲及び手当の額（職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）第11条の17第4項第1号に掲げる作業に従事したときの手当の額を除く。）については、給与規則適用職員の例による。

2 災害応急作業等手当の額のうち、職員の特殊勤務手当に関する規則第11条の17第4項第1号に掲げる作業に従事したときの手当の額については、巡回監視の作業に従事した場合にあつては350円、応急作業等に従事した場合にあつては530円とする。

第7条 社会福祉施設等勤務手当、精神保健福祉業務手当、有害物取扱手当、犯則取締等手当、種雄牛馬等取扱手当、道路上作業

手当、漁ろう手当、用船手当及び航海手当の支給を受ける技能職員等の範囲は、給与規則適用職員の例により、これらの手当の額については、会計年度任用職員の例による。

(技能職員等に対する給与の支給)

第8条 技能職員等に対する給与(通勤手当(第1号技能職員等に係るものに限る。)並びに特殊勤務手当のうち農業研修業務手当及び特殊自動車運転作業手当を除く。)の支給については、会計年度任用職員の例による。

2 第1号技能職員等に対する通勤手当の支給については、給与規則適用職員の例による。

3 技能職員等に対する農業研修業務手当及び特殊自動車運転作業手当の支給については、種雄牛馬等取扱手当の支給を受ける給与規則適用職員の例によるものとし、これらの例により難いものについては、別に定める。

(退職手当)

第9条 第2号技能職員等(職員の退職手当に関する条例(昭和28年岩手県条例第40号)第1条の2第2項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに限る。)が退職した場合において、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対する退職手当及びその支給については、第2号会計年度任用職員の例による。

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の読替え)

第10条 第4条第1項又は第7条の規定により会計年度任用職員の例による場合における会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年岩手県人事委員会規則第9号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	条例第7条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬	特殊勤務手当
第5条第2項	特殊勤務手当に相当する報酬	特殊勤務手当
	月額基本報酬	月額基本給料
	日額基本報酬	日額基本給料
第5条第3項	時間額基本報酬	時間額基本給料
	特殊勤務手当に相当する報酬	特殊勤務手当
	月額基本報酬	月額基本給料
第6条第1項	日額基本報酬	日額基本給料
	時間額基本報酬	時間額基本給料
	時間額基本報酬	時間額基本給料
第6条第2項	月額基本報酬	月額基本給料
	日額基本報酬	日額基本給料
	特勤手当に相当する報酬	特勤手当
第7条	条例第9条に規定する特勤手当に準ずる手当に相当する報酬	特勤手当に準ずる手当
	月額基本報酬	月額基本給料
	日額基本報酬	日額基本給料
第10条	時間額基本報酬	時間額基本給料
	特勤手当に相当する報酬	特勤手当
第14条	特勤手当に準ずる手当に相当する報酬	特勤手当に準ずる手当
	報酬額	給与額

	月額基本報酬	月額基本給料
	報酬の月額	給与の月額
	初任給調整手当に相当する報酬、地域手当に相当する報酬、特殊勤務手当に相当する報酬（月額で定められているものに限る。） 、特地勤務手当に相当する報酬、特地勤務手当に準ずる手当に相当する報酬、へき地手当に相当する報酬及びへき地手当に準ずる手当に相当する報酬の合計額	地域手当、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。） ）、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の合計額
	日額基本報酬	日額基本給料
第19条	月額基本報酬	月額基本給料
	報酬の月額	給与の月額
	地域手当に相当する報酬	地域手当
	日額基本報酬	日額基本給料
	報酬の日額	給与の日額
	時間額基本報酬	時間額基本給料
	報酬の時間額	給与の時間額

（補則）

第11条 この規則に規定するもののほか、技能職員等の給与に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第9条の規定により第2号会計年度任用職員の例によることとされる第2号技能職員等以外の常時勤務に服することを要しない者（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員であるものに限る。）の職員の退職手当に関する条例第1条の2第2項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った場合において、その者が退職した場合には、当分の間、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対する退職手当及びその支給については、第9条の規定にかかわらず、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成31年岩手県条例第2号）附則第2項の規定により職員とみなされる者の例による。